

二級河川 佐野川水系河川整備基本方針

平成23年6月

和歌山県

二級河川 佐野川水系河川整備基本方針

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
① 流域の概要	1
② 治水事業と現状	2
③ 河川利用の現状	2
④ 河川環境の現状	2
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
① 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
② 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	3
③ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	3
④ 河川環境の整備と保全に関する事項	3
⑤ 河川の維持管理に関する事項	4
2. 河川の整備の基本となるべき事項	5
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	5
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	5
(3) 主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係る川幅に関する事項	5
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を 維持するため必要な流量に関する事項	6

(参考図) 流域概要図

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

①流域の概要

佐野川は、その源を新宮市三輪崎の長石峠に発し、途中荒木川、木の川等の支川を合流しながら新宮市南東部の平野部を南西方向に流れて、佐野地先で熊野灘に注ぐ流域面積12.3km²、幹川流路延長5.78kmの二級河川である。

佐野川流域は、和歌山県南東部に位置し、流域の地形は、上流域は中起伏山地から小起伏山地となり、中下流域の佐野川右岸側は海岸平野、佐野川左岸側は砂州となっている。下流右岸では河道まで中起伏山地が迫っており、自然河岸を形成している。河床勾配は、河口から約1.9km地点の中央橋付近までは1/900程度の緩やかな勾配で、第一佐野橋より上流では1/150程度の比較的急勾配となっている。

地質は、上流域は新生代新第三紀の熊野酸性岩類に属し、花崗岩・花崗班岩が存在する地層である。また中流域は、沖積層の礫・砂・粘土が占め、河口部周辺は新生代古第三紀の牟婁層群の砂岩・泥岩互層から成る。

気候は、南海気候区に属し、年平均降水量は約3,000mm、年平均気温は約17.0℃となっている。

土地利用は、山地が約81%、水田・畑地が約7%、宅地等の市街地が約12%となっている。

佐野川流域を含む新宮市は、太平洋に面し、歴史的には古く、神武天皇東征コースにあって、日本書記等には熊野神邑と呼ばれ、熊野信仰の中心都市として栄え、中世には熊野三山のひとつである熊野速玉大社の門前町として発展し、明治以降は、熊野材の生産地、製紙業や製材業で繁栄し、今日まで熊野地方の行政、経済、文化、教育の中心都市として発展してきている。

また世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」の熊野古道や川の参詣道である熊野川など、熊野の海や山や川の織りなす豊かな自然に恵まれている。

佐野川流域周辺には、熊野九十九王子の一つである佐野王子や佐野一里塚など熊野古道を中心とした地域の歴史や文化を物語る多くの史跡・名勝が存在するほか、弥生時代の遺物が発見された八反田遺跡など、数多くの文化財が存在する。また新宮市立医療センターの開院、大型複合商業施設の進出、那智勝浦新宮道路の開通、新宮港の第2期整備など開発が進行している。

②治水事業と現状

佐野川流域では、昭和42年10月の台風34号や昭和47年の豪雨などで浸水被害を受けており、近年では平成13年9月の豪雨で、床上浸水7戸、床下浸水52戸の浸水被害が発生している。

治水事業の沿革は、昭和47年洪水を契機として、昭和49年度より局部改良事業として着手し、昭和55年より中小河川改修事業として国道橋地点における計画高水流量を320m³/sと定め、桂橋^{かつら}付近より上流にかけて改修を行った。

平成17年度からは、総合流域防災事業として、山見橋（2.1k）上流までの河道拡幅、河床掘削、護岸整備を実施し、現在に至っている。

③河川利用の現状

河川水の利用については、農業用水として水田のかんがい区域に供給が図られている。かんがい区域は沿川の水田が主であり、約35.5haのかんがい区域に利用されている。

河川空間の利用については、河川を利用した催しは特にはないが、中央橋周辺では、緩傾斜護岸が整備されており、親水空間を創出している。

④河川環境の現状

佐野川の上流域は、スギ・ヒノキの人工林が主であり、シイ・カシ類等の自然林等が見られ、典型的な山地景観と自然あふれる渓流域の様相を呈している。中・下流域では洲が形成されており、ヨシやススキの群落などが見られ、オイカワ、ウナギやカワムツの他、メダカ、シロウオなど稀少な魚種も確認されている。また、コガモやシロハラなどの鳥類の飛来も見られ、クロサギなどの希少な鳥類も確認されている。河口部は自然環境が保全されていることもあり、ウバメガシやアラカシなどの常緑広葉樹も周辺に分布している。

また、佐野川流域近傍の山地にはニホンカモシカの生息が確認されている。

水質については、近年は観測されていない。平成4年度から平成13年度の10年間の水質観測記録では、BOD1.2～3.8mg/lで推移していた。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

①河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図る。また、流域及び河川の現状を踏まえ、歴史・文化との調和、河川の多様な自然環境を保全するとともに、良好な水質の維持、人々に親しまれるような河川空間の整備を行っていくため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

②洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、安全で安心な流域を目指し、30年に1回程度発生する降雨による洪水および高潮から沿川地域を防御するため、景観・自然環境に考慮しつつ、河道の拡幅・築堤、河床掘削による整備を進め治水安全度の向上を図る。

さらに、計画規模を上回る洪水や高潮、整備途上段階で施設能力以上の洪水や高潮、または東南海・南海地震等による津波が発生した場合にも、被害を極力軽減させるため、水位情報の周知、関係機関と災害関連情報の提供・共有を図る。また洪水ハザードマップの作成・活用や水防体制の維持・強化を支援し地域住民の防災意識の向上を図り、洪水時の警戒避難体制のより一層の整備を関係機関や地域住民と連携して推進するものとする。

③河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、農業用水として利用されており、今後とも流水の利用の適正化や合理化が図れるよう関係機関との調整に努める。また、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を把握するとともに、その確保に努める。

異常渇水時における対策としては、関係機関との連絡・調整機能の充実を図り、被害状況に係る情報の共有や適正かつ効率的な水利用に努める。

④河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水との整合を考慮し、流域的な視点から、関係機関と調整・協力し、河川全体の調和を図るものとする。

多様な河道形態や植生を有する水辺空間が動植物の生息・生育の場となっていることから、その環境の整備・保全に努める。また、河道工事等においては、適切な技術的知見に基づき、できるだけ河川環境への影響の回避・低減に努めるとともに、必要に応じ代償措置を講じるなど、良好な河川環境の保全を図る。さらに魚類等の遡上・降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物（堰・落差工）について利

水者等との調整を図り、関係機関と連携のうえ、縦断的な連続性の確保に努める。

⑤河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理に関しては、河川工事と合わせ「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び、「河川環境の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切な管理に努める。河道内の樹木については、その治水及び、環境上の機能を考慮した上で適正な管理に努める。また、河川の利用については、流域の自然環境・社会環境からみた地域特性との整合及び、地域のニーズを踏まえた調整により、適正な河川空間の利用と保全を図るとともに、河川空間を安心して利用できるような的確な河川情報の提供に努める。さらに、河川の維持管理には、地域住民や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進するとともに、自然豊かな環境と河川景観に配慮し、河川美化、水質事故対応等に努める。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、過去の洪水実績、洪水防御地域の人口、資産状況等の社会的重要度や県内バランスを考慮してピーク流量を基準地点（中央橋）において110m³/sとし、河道により流下させる。

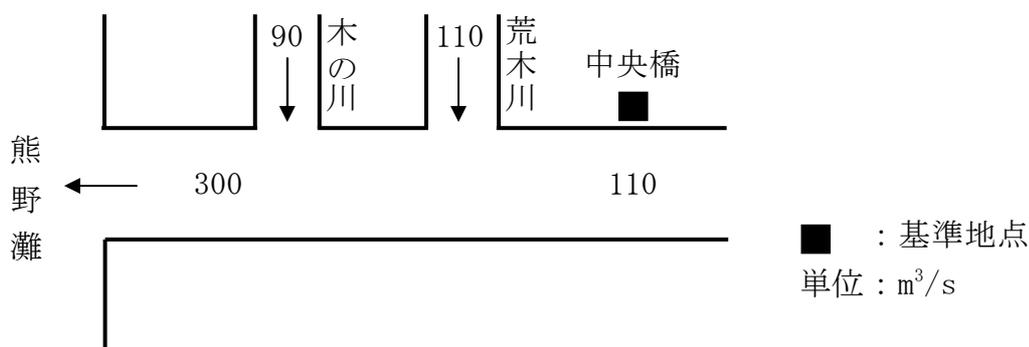
基本高水のピーク流量等一覧表

単位：m³/s

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量
佐野川	中央橋	110	0	110

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

佐野川における計画高水流量は、基準地点（中央橋）において110m³/sとする。



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

佐野川における主要な地点の計画高水位及び計画横断形に係る川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	概ねの川幅 (m)
佐野川	中央橋	1.9	4.21	25

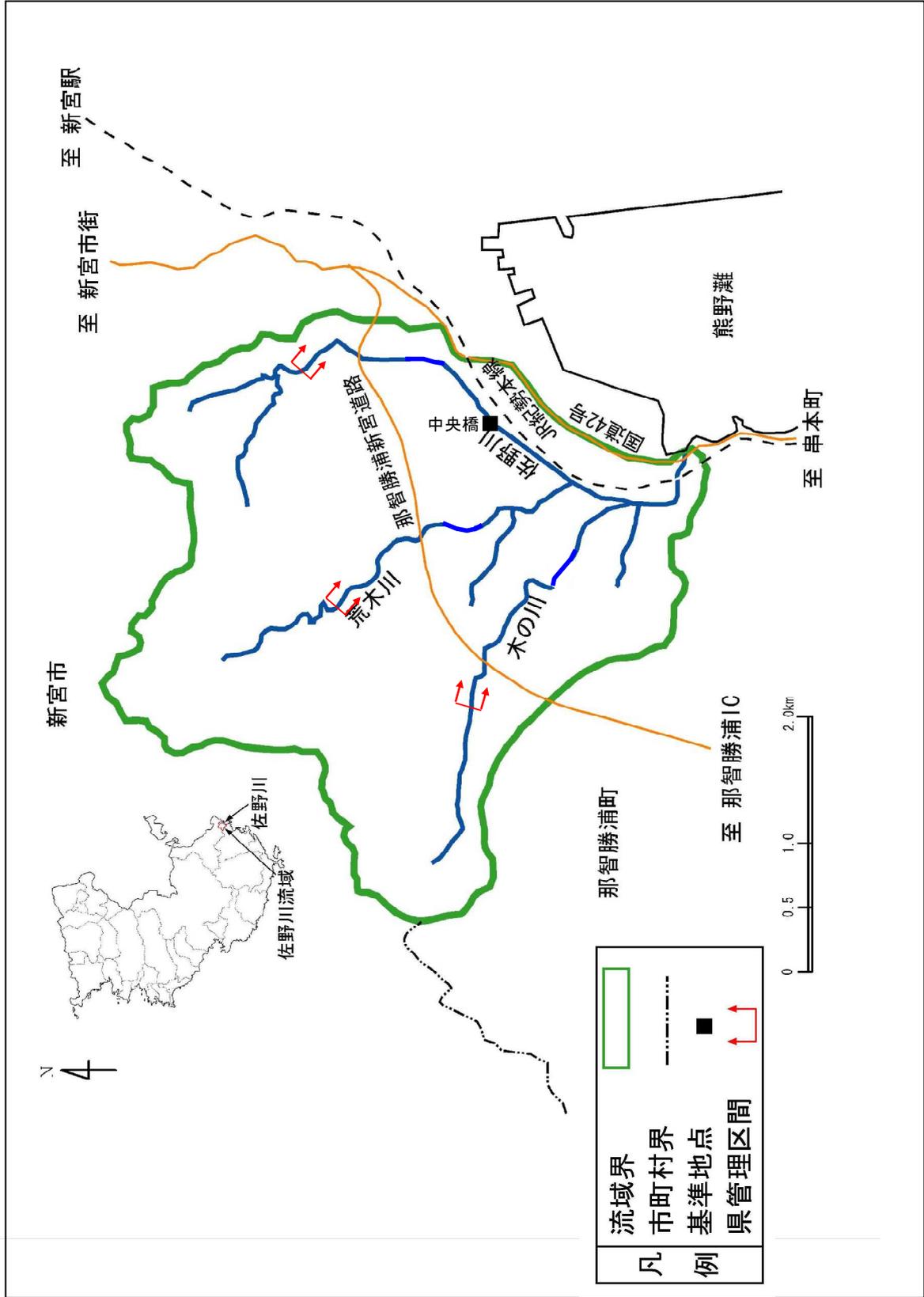
注) T.P. : 東京湾中等潮位

なお、計画高潮位はT.P. +2.50mとする。

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

佐野川水系の既得水利権は、慣行水利として農業用水がある。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後、流況、取水実態等を明らかにし、動植物の生息、生育、景観等の観点から総合的に検討し、その確保に努めるものとする。



(参考図) 流域概要図